

## Ⅱ 調 査

### 1. 調査の原因と経過

今回報告する西市跡の発掘調査は第1次～第3次までの3度にわたって、西市推定地の  
マンショ 西南部（右京八条二坊十二坪）で行なったものである。調査原因は、大和郡山市の建設業者、  
ン計画 株式会社吉本工務店が、住宅開発業者アーバンライフ株式会社と協力し、西市推定地内の  
西南部分にマンション建設を計画したことにある。このマンション計画は敷地面積約6568  
㎡、七階建の規模をもつ。この建設が実施されれば、西市跡推定地の相当な部分が破壊さ  
れることは明瞭であった。一方、吉本工務店から開発にともなう発掘届を受けとった文化  
庁は、西市跡が平城京内の周知の遺跡の中でも特に重要なところであり、また平城京内の  
各種の遺跡が近年急速に、開発によって失われてきたことなどを考慮して、工事を中止さ  
せ西市跡の保存措置を構ずる方向で対処することとした。文化庁は奈良県教育委員会およ  
び郡山市教育委員会と協議の上、西市跡の遺構の状況を確認するための発掘調査を行うこ  
ととした。発掘調査の経費は、事実上工事着工を認めたかたちでの原因者負担による支出  
を避け、国庫補助金によることとした。この補助金による発掘調査は、奈良県教育委員会  
が奈良国立文化財研究所に委嘱した。奈良国立文化財研究所はマンション建設予定地内で  
4箇所、東に隣接する民有地で2箇所トレンチを設定し発掘調査を実施した。これが第1  
次調査にあたる。

この第1次調査の結果に対して、文化庁、奈良県等の行政機関は、マンション建設を中  
止させるに足る資料が充分検出できなかったということを理由に、史跡指定等による西市  
跡の保存措置を構ずることができなかった。さらに文化庁、奈良県等は、マンション建設  
を長期間にわたって中断したままにしておくことは困難なことを理由にして、原因者負担  
による緊急調査をマンション建設の予定地内で早急に行うこととした。この調査は第2・  
3次調査として、第1次調査と同じく奈良県教育委員会から委嘱を受けた奈良国立文化財  
研究所が行なった。この結果文化庁は、なお工事を中止させるにいたる成果が得られな  
かったとして、工事着工をやむを得ないものとして認めた。またこの間、西市跡の保存を要  
求する市民運動等も行われたが、マンション建設を中止させるにはいたらなかった。

◀ fig. 6 西市第2次調査遺構全景 1981. 6. 24撮影

第2次調査区全景と西市＝右京八条三坊説  
推定地の現況（東から）。数年前まで山林だっ  
た九条駅西側の丘陵地帯は、近年の都市化に  
よって住宅密集地となった。宅地化が駅東側  
の水田地帯に及ぶのは今や時間の問題である。

- ・80. 9 吉本工務店、マンション建設に関わる発掘届提出
- 10 文化庁長官、建設予定地の発掘調査を指示
- 11 西市の破壊報道。市民団体保存運動に立ち上る
- 11 西市第1次発掘開始（11/4～12/24）
- 12 奈良県教育委員会マンション建設許可の意向固む
- ・81. 4 西市第2次発掘開始（4/8～6/25）
- 7 吉本工務店建設着工。西市第3次発掘（7/7～31）
- 8 奈良県教育委員会マンション建設を認可（7/12）

## 2. 調査の概要

### 第1次調査 (1980. 11. 4.～12. 24 459㎡)

事前の破壊

十二坪の大半を占めるマンション建設予定地は、不整形で、その東南隅に県道からの狭い進入路がある。調査直前は、この進入路に続く敷地の一面を建築残土の捨て場としていたため、盛土が10m近い高さに達していた。また全体の4割近い面積を占める西北の養魚池は仮登記の状態で、使用中であり、ともに調査不能であった。ただ敷地のほぼ中央部のみは全体が草地で、東側の盛土が若干流れこんでいたが、調査は可能であった。この状況から、第1次調査は敷地中央部で実施することになったが、下見の結果、そこはごく最近重機によって掘り返され、発掘調査不可能な状態になっていた。当調査部は奈良県教育委員会へ連絡し、協議の結果盛土を移動、その下層を調査することになったが、上述のように敷地の4割が養魚池である上に、盛土の移動は費用の問題から若干の範囲にとどまった。このため、発掘区は小規模にせざるを得なかった。(Aトレンチ、なお残りの盛土部分の下層は第3次調査で発掘)。Aトレンチでは建物2、塀1を検出、次いで最近の掘り返しの浅いところを選び、Dトレンチを設けた。ここで破壊を免れた東西塀SA385を検出した。この塀は十二坪の南北2等分点上に位置するので、それをさらに明確にするため東側の建設予定地外の水田を借地し、SA385の延長線上にDトレンチを設けSA385の延長部分を確認した。次に八条大路北側溝推定位置が進入路部分にあたるので、盛土を排除しEトレンチを設けた。ここで北側溝SD380を検出した。

困難な第1次調査

地割り堀

この塀は十二坪の南北2等分点上に位置するので、それをさらに明確にするため東側の建設予定地外の水田を借地し、SA385の延長線上にDトレンチを設けSA385の延長部分を確認した。次に八条大路北側溝推定位置が進入路部分にあたるので、盛土を排除しEトレンチを設けた。ここで北側溝SD380を検出した。

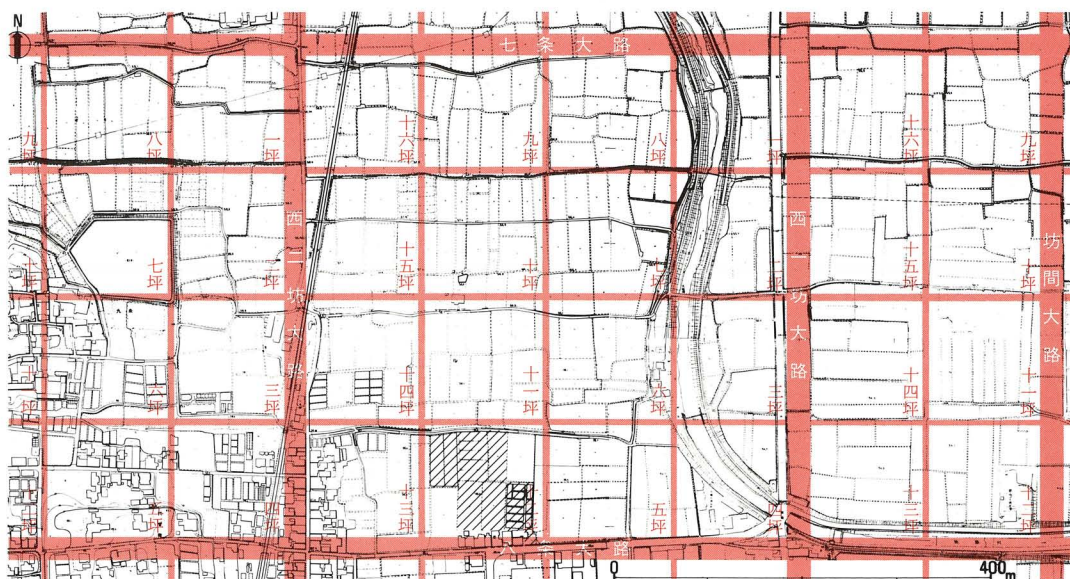


fig. 7 遺跡周辺の地形と条坊

奈文研作成 1/1000 地形図「西市」「観音寺」「薬師寺」「西ノ京」使用。  
(1962. 12撮影、1971. 3 補足調査、行政区画は1963. 10現在)



## 第2次調査 (1981. 4. 8 ~ 6. 25 1160㎡)

敷地西北の養魚池3ヶ所に発掘区を設定した。Fトレンチでは、井戸2と建物1、塀2を確認、井戸SE393は四隅に支柱を建て、横板を落し込む型式であるが、中世に横板数段分を抜き取り、あとに塔婆形の木製品を入れこんでいた。Gトレンチは北半分で建物2棟 (SD389、390) を検出したが、南半分は中世の土壌が重複していたため奈良時代の遺構は検出できなかった。また十二坪の西境に拡張したが、区画施設は攪乱のため確認できなかった。Hトレンチは東西23m、南北29mの範囲を発掘。遺構が希薄で、南端に中世の土壌群がみられたが、北半分は発掘区に斜行する京造宮前の自然流路と、その跡地に設けた井戸SE395が主要遺構である。あるいはここが広場であったか。この調査で検出した井戸3基の配置からみて、十二坪はSA385の北側も南北に数等分した可能性がある。

## 第3次調査 (1981. 7. 13 ~ 7. 31 296㎡)

県道からの進入路とその北側を発掘した。一部では基礎工事が始まっており、盛土を全面排除しての発掘は不可能であったので、南北に長いIトレンチとそれに直交するJトレンチを設定した。Iトレンチでは建物、塀各2、井戸1を検出、建物SB400の南面は十二坪の南北8等分点と一致する。このことからみて、十二坪全体が南北に4ないし8等分されていた可能性が生じた。Jトレンチでは建物2と塀、溝各1を検出。建物SB402は同位置に2度の重複がある。最後に、第1次調査トレンチに接してKトレンチを設け、築地塀の北西落溝の可能性がある東西溝、SD382を検出した。また井戸SE407から重圏文軒丸瓦が出土した。この軒瓦は重郭文軒平瓦と組み合わせ、平城宮、難波宮で用いられた。

このように、三次に亘る調査は、遺憾ながら主要地域の遺構破壊、敷地の複雑な権利関係、工務店側の建設の都合が先行し、計画的に進めることができなかった。

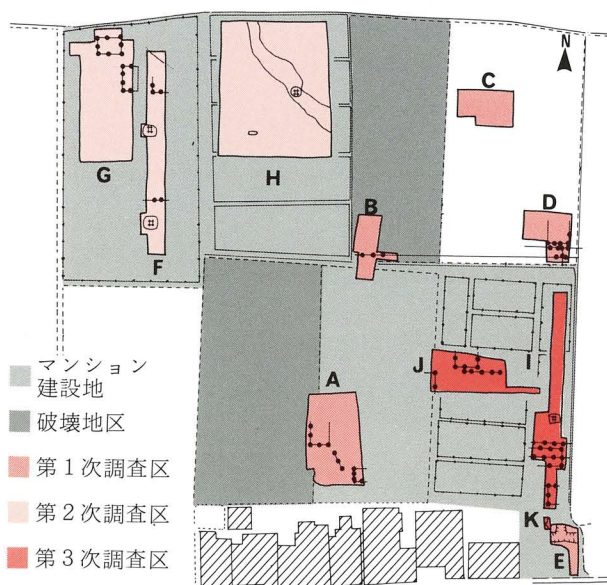


fig. 8 発掘区位置図 1 : 2000

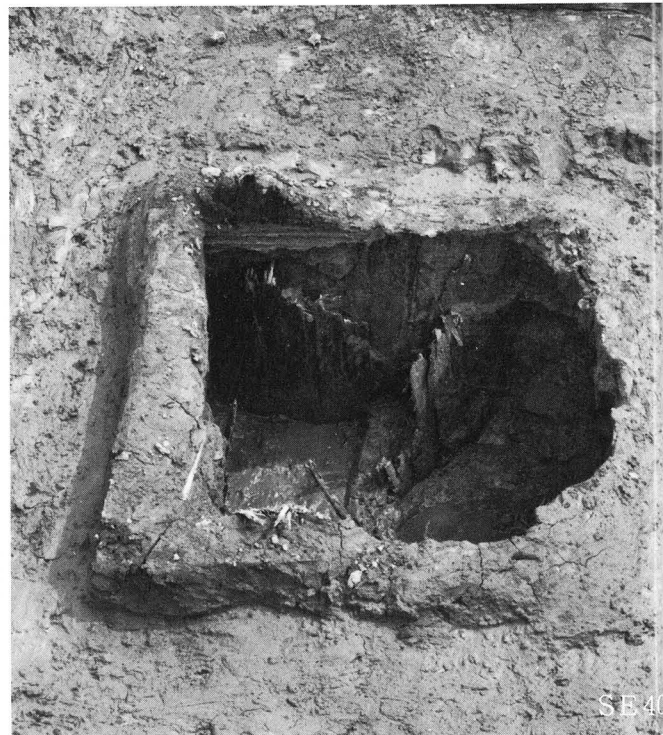


fig.9 発掘した4基の井戸

井戸枠は、四方に支柱を建て横板を落しこんだ SE393 と、薄い縦板を重ね、支柱とこれを支える横板とで固定した SE407、同じく薄板を横板のみで固定した SE394・395 があった。SE393 は横板の一部を中世に抜き取られた。SE395 は縦板の一部に机の天板などを転用していた。

